

道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第38号

道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正する条例

道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例（平成12年岩手県条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後					
別表（第8条関係）					別表（第8条関係）					
1 使用料					1 使用料					
区 分		単 位	金 額		区 分		単 位	金 額		
			所在地					所在地		
			市	町 村				第 1 級 地	第 2 級 地	第 3 級 地
柱類	第 1 種電柱	[略]	<u>560円</u>	<u>460円</u>	柱類	第 1 種電柱	[略]	<u>410円</u>	<u>390円</u>	<u>380円</u>
	第 2 種電柱		<u>860円</u>	<u>700円</u>		第 2 種電柱		<u>630円</u>	<u>590円</u>	<u>590円</u>
	第 3 種電柱		<u>1,200円</u>	<u>950円</u>		第 3 種電柱		<u>850円</u>	<u>800円</u>	<u>790円</u>
	第 1 種電話柱		<u>500円</u>	<u>410円</u>		第 1 種電話柱		<u>370円</u>	<u>340円</u>	<u>340円</u>
	第 2 種電話柱		<u>800円</u>	<u>650円</u>		第 2 種電話柱		<u>590円</u>	<u>550円</u>	<u>540円</u>
	第 3 種電話柱		<u>1,100円</u>	<u>900円</u>		第 3 種電話柱		<u>810円</u>	<u>760円</u>	<u>750円</u>
	その他の柱類		<u>50円</u>	<u>41円</u>		その他の柱類		<u>37円</u>	<u>34円</u>	<u>34円</u>
線類	共架電線その他上空に設けるもの	[略]	<u>5円</u>	<u>4円</u>	線類	共架電線その他上空に設けるもの	[略]	<u>4円</u>	<u>3円</u>	<u>3円</u>
	地下電線その他地下に設けるもの		<u>3円</u>	<u>2円</u>		地下電線その他地下に設けるもの		<u>2円</u>	<u>2円</u>	<u>2円</u>
変圧器	路上に設けるもの	[略]	<u>490円</u>	<u>400円</u>	変圧器	路上に設けるもの	[略]	<u>360円</u>	<u>340円</u>	<u>330円</u>
	地下に設けるもの		<u>300円</u>	<u>250円</u>		地下に設けるもの		<u>220円</u>	<u>210円</u>	<u>200円</u>

変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	[略]	<u>1,000円</u>	<u>820円</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱	[略]	<u>420円</u>	<u>340円</u>
広告塔	[略]	<u>2,000円</u>	<u>990円</u>
管類 外径が0.07メートル未満のもの	[略]	<u>21円</u>	<u>17円</u>
		<u>30円</u>	<u>25円</u>
		<u>45円</u>	<u>37円</u>
		<u>60円</u>	<u>49円</u>
		<u>90円</u>	<u>74円</u>
		<u>120円</u>	<u>98円</u>
		<u>210円</u>	<u>170円</u>
		<u>300円</u>	<u>250円</u>
		<u>600円</u>	<u>490円</u>
通路 道路の上空に設けるもの	[略]	<u>1,000円</u>	<u>490円</u>
		<u>610円</u>	<u>300円</u>
		[略]	[略]
[略]			

変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	[略]	<u>730円</u>	<u>690円</u>	<u>680円</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱	[略]	<u>310円</u>	<u>290円</u>	<u>290円</u>
広告塔	[略]	<u>2,400円</u>	<u>1,200円</u>	<u>830円</u>
管類 外径が0.07メートル未満のもの	[略]	<u>15円</u>	<u>14円</u>	<u>14円</u>
		<u>22円</u>	<u>21円</u>	<u>20円</u>
		<u>33円</u>	<u>31円</u>	<u>31円</u>
		<u>44円</u>	<u>41円</u>	<u>41円</u>
		<u>66円</u>	<u>62円</u>	<u>61円</u>
		<u>88円</u>	<u>83円</u>	<u>82円</u>
		<u>150円</u>	<u>140円</u>	<u>140円</u>
		<u>220円</u>	<u>210円</u>	<u>200円</u>
		<u>440円</u>	<u>410円</u>	<u>410円</u>
通路 道路の上空に設けるもの	[略]	<u>1,200円</u>	<u>580円</u>	<u>410円</u>
		<u>720円</u>	<u>350円</u>	<u>250円</u>
		[略]	[略]	[略]
[略]				

備考1 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この備考1において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

2 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この備考2において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

2 [略]

備考1 所在地とは、道路法等の適用を受けない公共用財産の使用の場所の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。

(1) 第1級地 盛岡市及び紫波郡矢巾町の区域をいう。

(2) 第2級地 北上市、奥州市及び滝沢市の区域をいう。

(3) 第3級地 第1級地及び第2級地以外の市町村の区域をいう。

2 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この備考2において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

3 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この備考3において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例第3条第1項の規定による使用の許可を受けて現に存するもの（以下「既存使用物件」という。）に係る平成27年度以後の各年度の使用料の額は、当該既存使用物件ごとにこの条例による改正後の道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条又は第9条の規定を適用して算定した使用料の額が、この条例による改正前の道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例第8条又は第9条の規定を適用して算定したとした場合の使用料の額に平成27年度から当該各年度までの年度の数で1.2を累乗して得た数を乗じて得た額（以下「経過措置額」という。）を超える場合には、改正後の条例第8条又は第9条の規定にかかわらず、当該経過措置額とする。